

デモクラシーを基調として、組織の力に依つて、プロレタリア階級を、資本主義の桎梏より解放せんとする、我等の運動と明かに對立するものである。

滿蒙事變以來、我國社會運動に出現した、愛國的社會運動は言葉の美しいにかゝらず、實踐行動は明かに、金融資本の別動隊として、労働組合破壊の陰謀と、行動に終結してゐるのである。その他の教化諸運動は工場、農村に折衝努力を駆逐せんとする陰謀に過ぎないのである。

我等はこうした、諸運動に對して、斷乎として反對し教育運動或は日常闘争等に於て、社會進化的必然性を高唱し健全なる労働組合の發達を圖り以つて社會主義社會の實現に奮闘努力すべきである。

實行方法略

八、婦人労働者保護法制促進の件

提案 關西紡織産業労働組合
説明者 吉 永 程 光

主 文

婦人労働者の健康保護の必要上法令の改正並に設備の改善の爲めに輿論を喚起し、母體破壊の危機にある婦人労働者の救済を期す

理 由

婦人労働者の保護に關しては、社會的に何等考慮されてゐない。

婦人労働者の社會的進出は低賃銀と反抗性の弱きが故に有ゆる産業部門に男子労働者を駆逐しつつある。

けれども、何らの保護設備もない。婦人労働者は弱きが故に保護されなければならないのに、資本階級の支配の下に於ては逆である。

多くの婦人労働者の母體破壊は恒久的状態である。

殊に生活状態の逼迫は、婦人労働者中幼年工、既婚婦人の増加率を益々高めてゐるので、婦人労働者保護設備は刻下の急務である。

左の如き要求を日常闘争の最重要なるものとして、不斷に戦ひとらねばならぬ。

- 一、法令の改正に對するもの
- イ、工場労働者最低年齢法の改正
- ロ、保護職工年令限界の改正
- ハ、保護工に對する労働時間の軽減
- ニ、婦人労働者の妊娠後半期に於ける労働時間の制限、最長六時間
- ホ、出産後の休養時間を八週間とす
- ヘ、出産後産婦の再就業の保證する法規を設けること
- ト、授乳手当金の支給
- 二、婦人の性理休養三日間を與へよ
- 三、既婚婦人を使用する工場に於ては完全なる授乳場の設置
- 四、無料托兒所産院の設置
- 五、母子扶助法の即時制定
- 六、婦人寄宿舎制度の改善
- 七、同質労働同一賃銀の支給
- 八、婦人工場監督官の任命

實行方法略

一、労働組合會議ト協カシテ凡ソル機會ヲ通ジ日常闘争ヲ以テ輿論ヲ起スコトニ努メスルコト